

令和5年度

那覇市指定障害福祉サービス事業所等への説明会

～請求編～

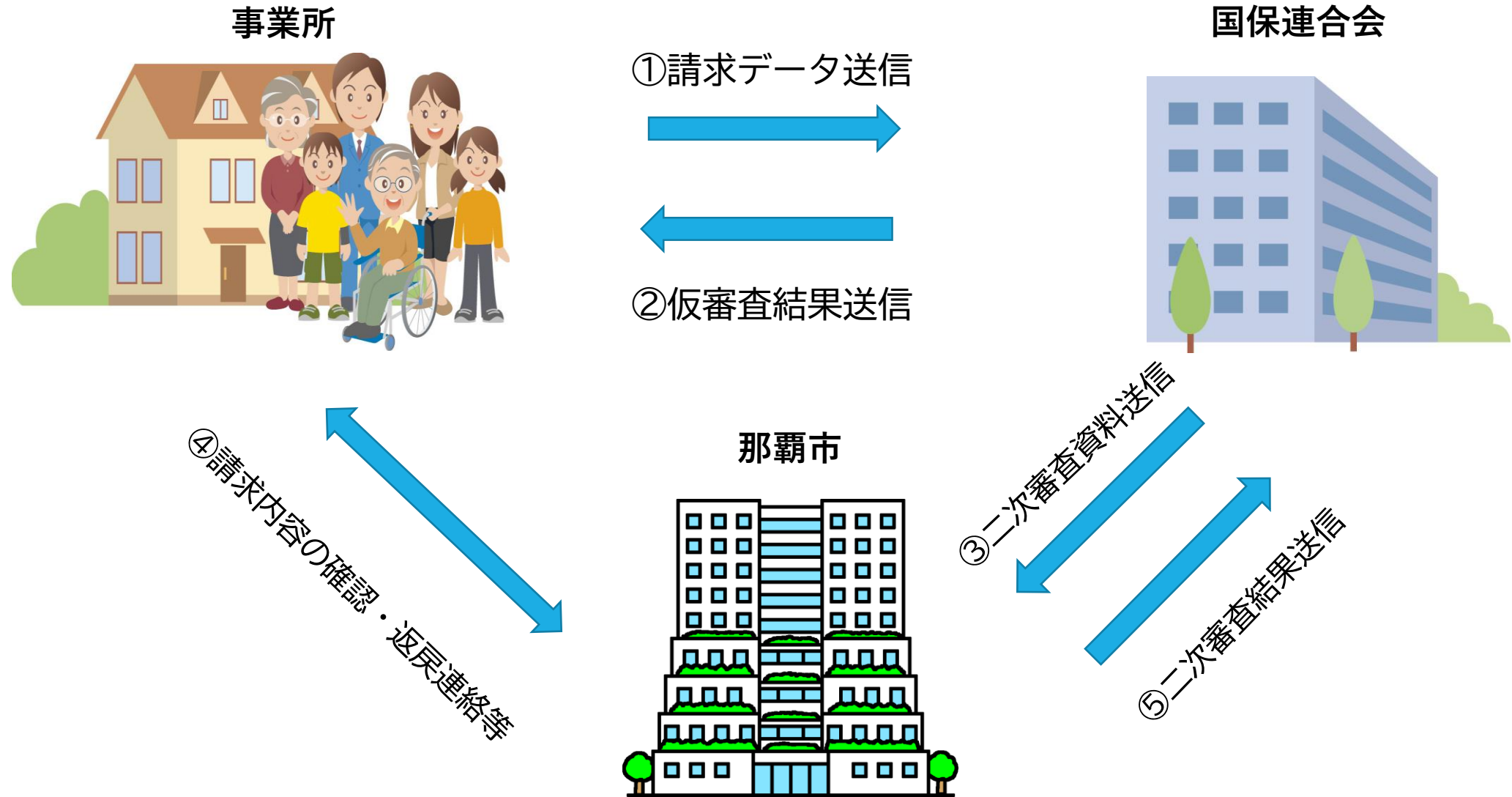


目次

- ① 請求審査の流れ
- ② 仮審査でエラーが出た際の対応方法について
- ③ 二次審査のエラーについて
- ④ 過誤請求について
- ⑤ おわりに

① 請求審査の流れについて

請求審査の流れ



② 仮審査でエラーがでた際の対応方法について

～代表的なエラーについて紹介～

代表的なエラー①

EG03

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。

EH12

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上月額情報が登録されていません。

EH10

請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が登録されていません。

代表的なエラー①

【対応方法】

↓はじめに下記の内容に誤りがないか確認。

①受給者証番号に誤りがないか。

②請求先市町村に間違いはないか。

③受給者証に記載の支給決定サービスと相違はないか。

→放デイ（重心）決定だけど、放デイ（基本）で請求していない？

→加算対象じゃないけど、加算をつけて請求していない？

→利用者負担上限月額4600円だけど、0円で請求していない？ 等

※請求内容に間違いはなくても、請求システム上の契約内容の項目の入力が誤っていると同様のエラーが出ます。

①～③の内容を確認の上、入力に誤りがなければ、受給者証の更新がされていない可能性があります。ご利用者やご家族に確認し、なお進捗状況が不明な場合は、那覇市にお問い合わせ下さい。

代表的なエラー②

EG28

請求明細書の「**契約支給量**」が「決定支給量」を超えています。

☆対応方法☆

事業所ごとに設定している「**契約支給量**」が受給者証に記載の「決定支給量」を超えた場合にでるエラーになります。
那覇市としては、サービス提供量の合計が「決定支給量」を超えていなければ、返戻にすることはありませんので問い合わせ不要ですが、必要性に応じて契約支給量の見直しを行ってください。

代表的なエラー③

EG61

該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。

☆対応方法☆

受給者証記載のサービス有効期間と請求システム上の契約期間の不一致で発生するエラーとなります。

那覇市としては、返戻にすることはありませんので問い合わせ不要ですが、可能な限り契約期間をサービス有効期間と合わせるようにお願いします。

③ 二次審査のエラーについて

二次審査のエラーについて

☆よく見られるエラー（者）☆

「提供時間の重複利用」・「支給量の超過」

（例1）就労・訓練系サービスの利用と居宅介護サービスの重複や、生活介護事業所を複数利用している場合の、利用日時間違いによる同日利用。

（例2）居宅介護サービスを複数事業所で利用の際に、各事業所の契約支給量は超えていないが、合わせた場合に支給量を超過している。

⇒上記のエラーは、複数事業所利用の場合に起きやすいエラーになります。
事業所間で利用時間の把握と支給量の確認をお願いします。

二次審査のエラーについて



☆よく見られるエラー（児）☆

PQ28：同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています。

（例）複数事業所を利用している場合であり、一方が利用日時を間違えて入力してしまい重複。

⇒ここ数年、上記のような事例での同日利用が散見されます。

各事業所間で利用者の利用状況について**情報共有を図り**、請求をあげるようお願いいたします。

二次審査のエラーについて



☆よく見られるエラー（児）☆

EG37

利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません。

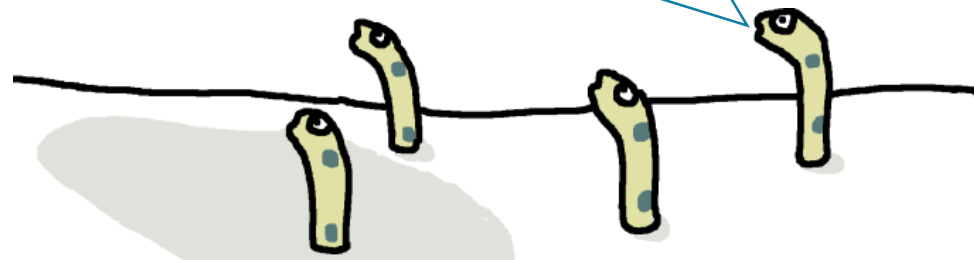
⇒受給者証の上限負担額の確認及び**上限管理事業所を中心**に事業所間で上限負担額の適切な調整をするようにお願いします。

4

過誤請求について

過誤とは？

既に審査決定済みの請求に誤りがあったときに、その請求を取り下げること。



☆過誤請求のやり方☆

那覇市ホームページから「過誤申立依頼書」をダウンロードし、記入例をもとに必要事項を記載の上、那覇市に提出。（FAX不可）

「過誤申立依頼書」を那覇市に**提出した月の翌月に再請求**する。
この取り扱いについて、他の市町村とは異なる場合がありますので確認をお願いします。
※提出した月⇒郵送の場合は、那覇市障がい福祉課に届いた日となります。
消印有効ではありません。

🔍 那覇市障がい福祉課 過誤申立依頼書



← 検索して下さい。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/service/shienjigyosya.html>

- [過誤申立依頼書\(障害福祉サービス\) \(エクセル：17KB\)](#)
- [過誤申立依頼書\(児童通所支援\) \(エクセル：36KB\)](#)
- [過誤申立依頼書 \(地域生活支援事業\) \(エクセル：35KB\)](#)
- [過誤申立依頼書 \(記入例\) \(エクセル：21KB\)](#)

記入例

那覇市長 宛

市町村番号

4 7 2 0 1 9

※過誤額がプラスになる場合は「+〇〇」で記入。

令和 × 年 × 月 × 日

④訂正後金額(今回請求額)	⑤入金済金額(前回請求額)	④-⑤=過誤額
155,680	166,280	-10,600

※下記の人数分の総費用金額を記入
数枚にわたる場合は、一枚目に記入

事業所名	× × × × × ×
所在地	T × × × - × × × × 那覇市泉崎××丁目××番××号
担当者名	× × × ×
連絡先	電話番号 × × × - × × × - × × × ×

下記の給付費について、過誤申し立てを依頼します。

事業所番号										受給者番号				サービス提供年月	依頼理由					
										受給者氏名										
4	7	1	0	0	0	0	0	0	0					1	0	0	0	0	令和〇年 △月	加算の算定誤りによる実績取り下げ
										那覇 一郎						令和〇年 △月	加算の算定誤りによる実績取り下げ			
4	7	1	0	0	0	0	0	0	0					1	1	0	0	0	令和〇年 △月	加算の算定誤りによる実績取り下げ
										那覇 花江						令和〇年 □月	加算の算定誤りによる実績取り下げ			
4	7	1	0	0	0	0	0	0	0					1	0	0	0	0	令和〇年 □月	加算の算定誤りによる実績取り下げ
										那覇 一郎						令和〇年 □月	加算の算定誤りによる実績取り下げ			
4	7	1	0	0	0	0	0	0	0					1	1	0	0	0	年 月	
										那覇 花江						年 月				

・依頼書は毎月末日までにご提出ください。
郵送の際も同様に毎月末日までにご提出ください。
※末日必着
・依頼書を提出した翌月に国保連合会へ再請求をお願いします。
※再請求を行わない、または再請求を翌月以降に行う場合はご連絡ください。

※優先順位
①サービス提供月
②受給者番号順に記入

※一人で数か月分の過誤がある場合は、提供月ごとに行を分けて記入

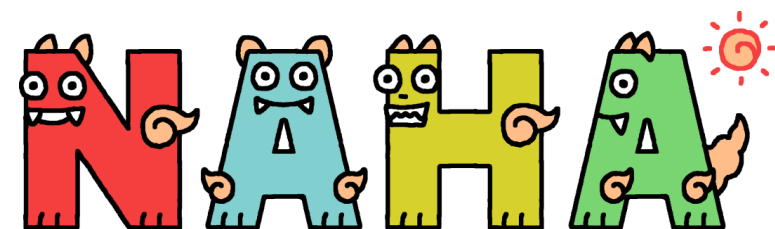
※過誤の理由を詳しく記入してください。

⑤ おわりに

例年、新年度に入る4・5月頃は、請求の仕方に関する問い合わせや請求エラーが多い状況にあります。

本日、お話しした内容も参考として、請求業務の引継ぎや実務に携わっていただければ幸いです。

今後とも、本市の障害福祉サービス事業へのご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。



ご清聴ありがとうございました。

